

第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局長 \_\_\_\_\_ 印

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の \_\_\_\_\_ 通知書

あなたが \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について次のとおり \_\_\_\_\_ しましたので通知します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	承認を受けようとする耐用年数（年）	承認、却下の区分

※ この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して \_\_\_\_\_ 国税局長に提出してください。

(理由)

## 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の（承認・却下）通知書

### 1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

### 2 記載要領等

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (4) 「資産の種類」欄から「承認を受けようとする耐用年数（年）」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (5) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

### 3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。